

消費者支援ネット

ニュースレター



〒400-0032
甲府市中央4-3-19 桜商事ビル3階
電話・FAX
055-269-7771
Mail info@yamanashi-csnet.jp

いよいよ「18歳成人」がスタートします

民法の改正で、2022年4月1日から成年年齢（成人年齢）が18歳になります。
18～19歳の人たちも大人として扱われることとなります。

★ここでクイズです★

次の中で18歳になったら出来ることはなんですか？（2022年4月～）

- ① 飲酒や喫煙ができる。
- ② クレジットカードをつくる。
- ③ 競馬・競輪の公営ギャンブル

正解は②です。（支払能力の審査の結果カードがつかれないこともあります）

①と③は今までどおり20歳にならないと出来ません。



☆ 18歳になると大人として自分の判断で様々な契約が出来るようになりますが、親などの保護がなくなり契約に関してはすべて自分の責任になります。

☆ これまでは未成年者の契約は親などの同意が必要で、同意がない契約は原則取り消すことが出来ました（未成年者取り消し権）が18歳以上は認められなくなります。

☆ 今でも消費者被害は後を絶ちませんが、成人になったばかりの18歳19歳の若者の被害増加が危惧され、注意が必要です。

☆ 国や自治体で若者への消費者教育が進められていますが現状十分とは言えません。消費者教育の更なる充実と周りの大人の見守りが重要です。

～～～若者に多い消費トラブル～～～

美容医療サービス

・事例1

美容外科クリニックで施術を受けたが肌トラブルになってしまった。

・事例2

「10万円全身脱毛」の広告を見たが、実際は70万円の高額コースを勧められ解約したい。

「SNS・マッチングアプリ」でのトラブル

・事例

SNS等で知り合った人から簡単に儲かると誘われ費用を払ったが、まったく儲からない。

他にも、ネット通販、定期購入など・・・

「消費者庁・ラッパーゆりあん」で検索すると「相談すればええやん！大人になる君へのメッセージ」「18歳から大人！」などの動画を見ることが出来ます！

困った時は近くの消費生活相談窓口・県民生活センター・消費者ホットライン☎188に相談しましょう。



* 消費者講座を開催しました *

開催日 2021年11月1日(月)

やまなし消費者支援ネットでは、後を絶たない消費者被害の救済や予防を目的に、消費者の皆さんを対象とした啓発活動を進めています。今回は、山梨県県民生活センター協力のもとオンライン出前講座を利用し、消費者の皆さんと直接接する消費生活相談員を講師に招き、「契約とは何か?」「実際結んでしまった契約の取り消しは?」「詐欺被害の事例」「被害にあった場合の対処」など、幅広い視点で参加者の皆さんと共有しました。

「参加者の声」

- ・消費者被害はいつ誰があうのか分からないので、家族等とのコミュニケーションを大切にしていきたいと改めて感じました。
- ・義理の母が一人で暮らしていますが、今回話のあった屋根の修理の訪問があったとききました。断ったそうですが、絶対自分は大丈夫と過信してはいけないと思いました。慌てず、冷静に相談することの必要性を忘れず、日々生活したいと思います。

* やまなし消費者支援ネットから 会員加入のお願い

◎消費者被害をなくす活動のために、会員になっていただける方を募集しています。

この活動を進めていくために、より多くの方に支えていただく必要があります。

会員の皆様も、お友達、お知り合いの方がいらっしゃいましたら是非ご紹介下さい。皆でやまなし消費者支援ネットの輪を広げましょう。



情報を
お寄せください!

◎身近な消費者トラブルの被害情報の提供をお願いします。チラシや広告の疑問や、不審な情報をお寄せください。

詳しくはホームページをご覧ください。

「やまなし消費者支援ネット」で検索できます。



理事のひとこと



副理事長の關野文士と申します。当法人は、消費者被害の救済・予防のために日々活動しておりますが、必ず儲かると勧誘する投資トラブル被害など、消費者被害の発生は後をたちません。加えて、令和4年4月1日からの民法の成年年齢引き下げに伴う若年者への消費者被害拡大も予想されます。このような状況下において、消費者被害の救済・予防という目的を達成するには、消費者である皆様からの不当条項などに関する情報提供をいただき、事業者に対する申入れを行っていくことが不可欠と考えております。当法人は、日々の研鑽を怠らず、皆様のお役に立っていきたくて考えておりますので、何卒、当法人の活動を支えていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

副理事長 關野文士(弁護士)



編集後記

この春、高校を卒業して進学や就職で一人暮らしを始めるため、賃貸住宅や光熱費の契約を初めて経験する若者も多いでしょう。本人だけでなく保護者にとっても慣れていない契約です。わからないこと、不安な事は、近くの消費生活センターや消費生活相談窓口気軽に相談しましょう! コロナ禍で人との交流が減ってきていますが、このような相談窓口は、新生活の味方になってくれるかもしれませんね。新しいスタートを応援しています!

S. I